

## 第4回 斜里町農業委員会総会会議録

1. 召集 令和5年10月27日(金) 13時30分  
第4回 斜里町農業委員会を役場2階大会議室に招集した

2. 開会 令和5年10月27日(金) 13時25分

3. 閉会 令和5年10月27日(金) 13時50分

### 4. 出席委員

1 番 石井	2 番 尾崎	3 番 市村	4 番 中島	5 番 菅野
6 番 泉	7 番 舟窪	8 番 波多野	9 番 小口	10 番 小池
11 番 田中	12 番 武正	13 番 東城	14 番 星	15 番 菱川
16 番 島田	—	—	—	—

5. 欠席委員 なし

6. 議事録署名委員 6番—泉委員 7番—舟窪委員

7. 付議議件  
議案第16号 農地法第18条の規定による合意解約通知について  
議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第18号 斜里町農用地利用集積計画案の承認について  
議案第19号 遊休農地に関する措置を行った農地等の取扱いについて

### 8. 農業委員会事務局職員

事務局長 伊藤 智哉  
事務局 笠谷 俊介  
廣島 蓮

## 9. 会議の概要

事務局	<p>第4回斜里町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日の欠席委員はおりません。</p> <p>出席委員は16名中16名で定数に達していますので農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会は成立しております。</p> <p>議長よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>それでは第4回斜里町農業委員会総会を始めたいと思います。</p> <p>日程1、議事録署名員に、6番一泉委員、7番一舟窪委員を委嘱します。</p> <p>日程2、議案第16号農地法第18条の規定による合意解約通知について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第16号農地法第18条の規定による合意解約通知について</p> <p>下記のとおり提出のあった合意解約通知の成立状況について確認を求める。</p> <p>番号1、関係の土地については、字美咲1筆、地目畑、面積は18,291㎡、利用権の種類は賃貸借、契約期間は令和1年12月25日から令和12年11月30日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和5年10月1日となっております。</p> <p>別紙の合意解約書の写しの確認もお願いします。以上です。</p>
議長	<p>合意解約通知について確認決定してよろしいですか。</p>
全員	<p>よろしいです。</p>
議長	<p>それでは決定とします。</p> <p>日程3、議案第17号農地法第3条の規定による許可申請について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第17号農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>農地又は採草放牧地の権利移動又は権利設定の許可申請について審議を求める。</p> <p>区分1、関係の土地については字美咲1筆、地目畑、面積は18,291㎡、申請の理由は所有農地を自作しないため譲渡したい、譲受人が農業経営安定のため買い受けたいとなっております。労働力・経営面積については記載のとおりとなっております。位置図については次頁記載となっております。</p> <p>現地調査については10月25日(水)田中委員、舟窪委員、中島委員で行っています。</p> <p>別紙の農地法第3条調査書のとおり農地又は採草放牧地の権利移動制限の項目いずれも該当なしとなっておりますのでこちらも併せて確認をお願いします。以上です。</p>
議長	<p>現地確認委員、田中委員どうでしたか。</p>

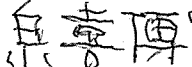
田中委員	問題ありません。
議長	問題ないということで、区分1について決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	区分1について農地法第3条調査書の確認と現地調査の結果、異議なしと認め決定します。 日程4、議案18号斜里町農用地利用集積計画案の承認について説明をお願いします。
事務局	議案第18号斜里町農用地利用集積計画案の承認について (1)所有権の移転関係 番号1、関係の土地については、字以久科南6筆、地目畑、面積は36,240㎡、申請の理由は譲渡人が離農しているため譲渡する。譲受人が農地売買支援事業となっています。価格は8,211千円、反当り227千円、経営面積は記載のとおりとなっています。位置図については同頁に記載となっています。 別紙、農業経営基盤強化促進法18条3項調査書も併せて確認をお願いします。 以上です。
議長	(1)の所有権の移転関係について決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	農業経営基盤強化促進法18条3項の調査書の確認の結果、異議なしと認め決定します。 日程5、議案第19号遊休農地に関する措置を行った農地等の取扱いについて説明をお願いします。
事務局	日程5、議案第19号遊休農地に関する措置を行った農地等の取扱いについて 農地法第30条第1項に基づく利用状況調査の結果、既に森林の様相を呈するなど農業上の利用増進を図ることが見込まれない農地について、農地法の運用について以下、運用通知第4(3)アに基づき以下のとおり議決する。 事由、下記の農地は、運用通知第4(4)の基準に従って、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断する。 手続については、本会議決定後、運用通知第4(3)ウに基づき対象地の所有者及び道、斜里町、法務局に対して非農地通知書を送付する。 関係の土地については、下記に記載の19筆、合計面積は457,751㎡、位置図は第2回農地パトロール推進会議で配布済みとなっています。以上です。

議長	説明のあった番号1から19まで非農地通知を送付するという事で決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	異議なしと認め決定します。 ここで休憩とし、日程6その他、協議・報告事項をお願いします。 (一時休憩) 本会議に戻し、全体を通して何か質問等ありませんか。
全員	ありません。
議長	以上をもちまして第4回斜里町農業委員会総会を終わります。

前記会議の顛末を記録し、その相違なき事を記すために茲に署名する。

令和5年10月27日

斜里町農業委員会 会長 島田 秀一

議事録署名委員 

議事録署名委員